

# 民事信託（家族信託）公正証書作成の実務

令和5年2月1日

博物館前本町公証役場

公証人 秋山仁美

## 1 民事信託（家族信託）の意義

### ア 信託とは

委託者が、信託目的を定め、信託行為により受託者に財産を移転し、  
受託者は、移転を受けた財産を信託財産として、  
信託目的に従って、受益者の為に管理・処分し、  
受益者は、受益権を取得して信託の利益を受ける

### イ 信託契約は基本的には信託法の適用を受ける。

もっとも、

○信託契約によって「別段の定め」をすることが可能である

○任意後見契約のように監督人を置くことが当然ではない

○委託者の生前から資産承継の道筋をつけておくことができる

→当事者が自由に内容を設定できて、当事者にとって使い勝手の良い魅力的な制度に見える。

しかし、

△受託者に財産を移転する（委託者は管理処分権を失う）

△受託者の負担は軽くない（財産の把握・管理・費用の支出、必要に応じたメンテナンス、計算期間を設けて収支報告など）

△受益者保護の制度が完璧であるとはいえない（監督人は必要的ではない）

→信託契約締結に関与する専門家としては、当事者が信託の趣旨を十分理解して適切に契約が遂行できるよう、当事者に対して十分なサポートをする必要がある。

## 2 家族信託の相談を受けるときの留意点

### (1) 誰からの相談か？

委託者本人からではなく、その家族から相談を受けることが多い。

※ 必ず、委託者と面談して、委託者の希望を聞いてもらいたい。

高齢の委託者の安定した財産管理？

障害のある子の生活支援？

財産の承継？

※ 受託者の利益を実現するための契約は利益相反行為となる。

※ 信託契約締結後の法律効果（委託者の財産を移転することや受託者の義務など）も十分説明してもらいたい。

### (2) 他の制度との比較検討

委託者の希望を実現するためには信託契約が最適なのか？

他の制度を活用（併用）したほうがよい場合もある。

#### ア 遺言との比較

信託は財産を特定して信託財産とし、その権利は受託者に帰属するから、信託財産はもはや遺産を構成しない。

信託財産以外の財産について、遺言を作成しておいたほうがよい。

#### イ 任意後見との比較

信託は「財産」の管理処分を行うものである。

「身上」の監護については任意後見が必要。

### 3 家族信託契約を締結する際の留意点

#### (1) 信託の目的の設定

受託者が信託事務を行うときの指針

出来る限り具体的に設定

→受益者が安心して安定した生活を送れるようにすること

→資産を適切に管理して次世代への円滑な承継を図ること

#### (2) 信託財産

##### ア 預貯金

譲渡禁止特約のため、名義変更できない。

当該預金相当額の現金を信託財産とする。

→〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇）のうち金  
●万円

→委託者は、本契約締結後、直ちにこれを払い戻し、受託者に引き渡すものとする。

##### イ 現金

信託口の預金口座に預け入れることが望ましい。

金融機関に事前に相談しておく必要がある。

##### ウ 上場株式

事前に証券会社に問い合わせる必要がある。

##### エ 不動産

所有権移転登記・信託登記

併せて金銭信託の必要がある（登記費用）。

※ 追加信託について

委託者は、受託者に通知することにより、信託財産を追加することができる。

委託者は、受託者の同意を得て、信託財産を追加することができる。

### (3) 委託者

信託財産の元の所有者、信託行為により、信託を設定。

委託者死亡の場合、円滑な資産承継の見地から相続を排除したいという要請が多いが、委託者の地位の相続性そのものは否定できない。

→委託者の死亡により、信託法上の委託者の権利は消滅し、相続人に承継されない。

### (4) 受託者

信託財産の管理・処分を託された者。

信託業法3条、7条1項により、内閣総理大臣の免許又は登録を受けた信託会社でなければ信託業を営むことはできない。

受託者は、信託の目的達成のため、信託財産に対する①管理行為、②処分行為、③権利取得・債務負担行為、④訴訟行為など、広範な管理処分権限を持つ。

原則として、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務を負う。

受託者がどのような信託事務を行うのか、詳細に規定することが望ましい。

→受託者は、以下の信託事務を行う。

①信託不動産を、管理又は処分すること

②信託不動産を、受益者の生活の本拠として受益者に使用させること

③信託不動産を、第三者に賃貸し、当該第三者から賃料等を収受すること

④信託不動産の賃貸により得た賃料等を各信託不動産の管理のため

めに支出すること

⑤信託不動産の売却代金及び賃料等を管理し、受益者の生活費、医療費又は介護費用等に充てるため支出すること

⑥信託財産に属する金銭を管理し、受益者の生活費、医療費又は介護費用に充てるため支出すること

⑦その他信託の目的を達成するために必要な信託事務を行うこと

#### (5) 受益者・受益債権

信託の利益を享受する者

受益者の受益債権の内容を明記する必要がある。

→受益者は、受益権として、以下の内容の権利を有する。

①信託現金から給付を受ける権利

②信託不動産を生活の本拠として使用する権利

③信託不動産を第三者に賃貸したことによる賃料から給付を受ける権利

④信託不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利

受益権も相続の対象となるが、受益権を相続の対象としないため、「受益者の死亡により受益権が消滅する」と規定する場合が多い。

「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」

信託契約

↓・・・・・・・・・・当初受益者の受益権

当初受益者の死亡

↓・・・・・・・・・・第二次受益者の受益権

第二次受益者の死亡

信託終了・・・・・・・・・・帰属権利者

(6) 受益者保護のための関係者

ア 受益者代理人

受益者の意思決定や受託者に対する監督が事実上困難な場合、受益者のために、受益者が有する信託法上の一切の権利を行使する者

信託代理人が設置されると原則として本人である受益者はその固有の権限を行使することができない（信託法139条4項）から、当初から受益者代理人を定めることが相当でない場合もある。

イ 信託監督人

受益者自身によって受託者を適切に監督することが期待できない場合、受託者の信託人事務の処理を監督するために受益者が有する権利を行使する者

(7) 信託の終了

信託法上は、清算手続（清算受託者が、事務の決了、信託財産に属する債権の取立、信託債権に係る債務の弁済、受益債権に係る債務の弁済、残余財産の給付等）を行う（信託法177条1号から4号）。

実務では、通常、債務を完済するような処理を行わないことが多い。  
（当事者の意思としても、信託財産の承継を望む）

→信託の精算を行わず、「信託財産及び信託財産責任負担債務を原状有姿で帰属権利者に帰属させる」旨の規定を置く。

以 上